

花巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した公の施設の指定管理者監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年7月15日

花巻市監査委員 阿部 一男
同 萬 久也

別紙

令和3年度公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市が公の施設の管理を行わせている団体の令和2年度の出納その他の事務執行で施設の管理に係るものを監査対象とした。

2 監査の対象、指定管理業務の名称及び所管課

〔対象団体〕株式会社はなまき西南

〔指定管理業務名〕道の駅はなまき西南地域振興施設指定管理業務

〔所管課名〕建設部道路課

3 監査の内容

指定管理者の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令及び協定書等に従って執行されているか。また、出納事務は計数に誤りがなく関係規定に沿って適正に処理されているかを検証し、当該指定管理の目的を達成しているかの確認を主眼に置き実施した。

4 監査方針及び監査手法

指定管理対象経費の内訳について、不正や誤謬の発生頻度が高い相対的危険性の大きなものを重点に監査を実施した。

5 監査実施期日

令和3年7月8日

6 監査の結果

指定管理業務にかかる事務事業は、指定管理の目的の趣旨に沿い、関係法令、協定書等及び予算の定めるところにより実施され、おおむね適正に執行されたものと認められた。